

令和7年 農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により、農業委員会から、実勢の賃借料に関する情報を提供するものです。

令和7年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで決定してください。

◎貸借件数

区分	筆数			
	田		畑	
	賃貸借	使用貸借	賃貸借	使用貸借
個人	3	54	0	16
法人	0	42	0	2
合計	3	96	0	18
総合計	99		18	

◎賃貸借による賃借金額等

田の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	5,000	5,000	5,000	3
法人	0	0	0	0
全体	5,000	5,000	5,000	3

畑の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	0	0	0	0
法人	0	0	0	0
全体	0	0	0	0

※ 法人は、村外の法人並びに公益法人も含みます。

※ 使用貸借は、無償による貸し借りです。

※ 令和7年における全ての貸し借りの約97%が無償の貸し借りです。

※ 例年、全ての貸し借りのうち、有償の貸し借りは10～20%程度です。